● 代理投票制度とは

投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人（投票する人）のための制度です。
投票管理者に申請すると、補助者（お手伝いをする人）2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が指示通りかどうかを確認します。
※ 投票は家族であっても代筆することはできません！

代理投票に向けて

● 選挙公報等を見る

選挙公報等を見て、誰に投票するか時間をかけて決めておきましょう。

● 模擬投票に参加する

学校や作業所で実施している模擬投票に参加して、投票の流れに慣れておきましょう。

● 相談支援専門員と相談する

福祉サービスを利用することも可能です。サービス等利用計画へ反映しましょう。

● 選挙管理委員会事務局へ事前に相談する

不明な点や相談したいことなどは、下記選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

● 比較的空いている期日前投票がおすすめです！

投票の際に手伝ってほしいことを教えてください（○をつけて投票所にお持ちください）

- **できることを教えてください**
  お話ができる　／　メモができる　／　指差しができる
- **投票所内で補助者の付き添いは必要ですか？**
  はい（付き添ってもらう）　／　いいえ（ひとりで大丈夫）　／　家族の付き添いが必要
- **自分で投票用紙に字を書くことはできますか？**
  はい（自分で書ける）　／　いいえ（代わりに書いてもらいたい）

その他、投票所で支援してほしい内容などを事前に記入しておく「代理投票用（支援カード）」もご活用ください。　※下記QRコードの狛江市HP参照

狛江市の代理投票制度に関するお問い合わせは

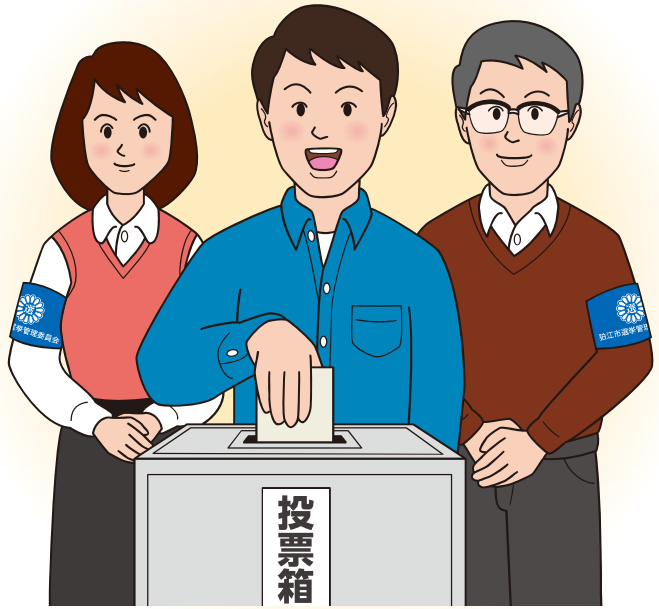
狛江市選挙管理委員会　TEL 03-3430-1343

狛江市HP
代理投票用
（支援カード）
について

障がいなどの理由で、自分で投票用紙に記入することがむずかしい方へ

代理投票制度（だいりとうひょうせいど）をご存知ですか？

障がいがあったり字が書けないなどの理由で
投票することをあきらめていませんか。
あなたの大切な一票を投じるお手伝いをします。



代理投票制度は、ご本人の申出により補助者（選挙管理委員会職員）が投票用紙に代筆し、投票のお手伝いをすることができる制度です。

狛江市選挙管理委員会

投票の記入を投票所職員が代筆できる制度です

● 代理投票の流れ

支援を希望する投票人の来場（受付まではご家族やヘルパーの方の付き添いが可能）

代理投票以外の支援の希望 無	支援の希望※ 有	
代理投票申出 有	代理投票申出 有	代理投票申出 無
補助者2名が、代理投票の支援を行います		必要な支援を行います
投票（投函）		

※ 支援の希望がある場合は、ご本人が口頭かメモ、支援カード等でお知らせください。

1. 受付

▼ 投票案内（入場券）を受付に渡します。

▼ 代理投票の希望をご本人が口頭かメモや支援カード等でお伝えください。

▼ 投票用紙をお受け取りください。



支援の希望は口頭かメモ等でお伝えください。



支援カード

支援や配慮してほしいことを書いておけるカードです。ぜひご活用ください。

狛江市HP
代理投票用（支援カード）について

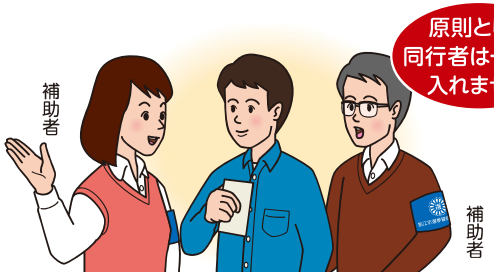
■ 受付まではご家族やヘルパーさんが付き添うことが可能です。

■ 受付からは代理投票補助者2名が付き添います。

■ ご家族やヘルパーさんが代理投票を申し出ることはできません。

2. 投票所内

▼ 補助者2名が投票所内をご案内します。



■ 原則として、投票所内にはご家族やヘルパーさんが一緒に入場することはできません。

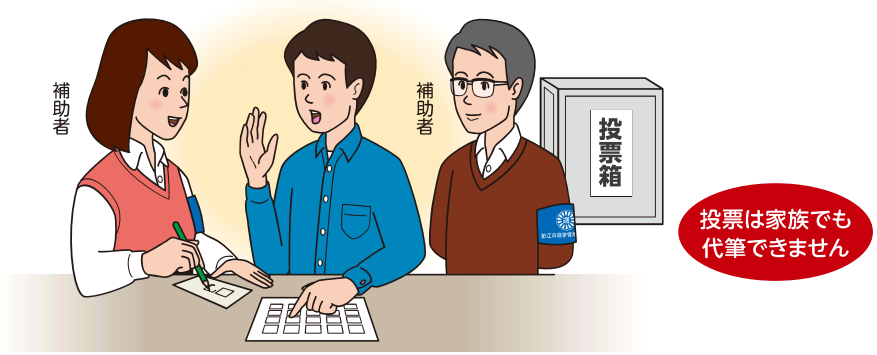
■ ただし不安感などがある場合は、ご家族やヘルパーさんにそばにいてもらうことが可能です。補助者にご相談ください。

3. 投票

▼ 投票記載所で補助者が誰に投票するかを伺います。
「氏名等掲示（候補者名一覧）」から投票したい候補者を指差ししてください。
事前に用意した候補者のメモ等を渡してもかまいません。

▼ 補助者の一人が候補者を記述し、投票用紙を見せて「これでいいですか？」と確認し、もう一人の補助者は立ち会います。

▼ 投票箱までご案内しますので、可能であればご本人が投函してください。



▼ 補助者が出口までご案内します。

投票を中断することも可能です

投票中にどうすればいいかわからなくなったり、つらくなった場合は、一度座って落ち着いたり、投票を一時中断して投票所の外に出て休み、気持ちが落ち着いてから再入場することもできます。

